

# 住まいづくりのお手伝い 住宅リフォーム助成事業が始まります

市内商工業の振興や市民の皆さんの居住環境向上を目的として、住宅リフォーム助成事業を開始します。

## 市民の皆さんへ



- 対象
  - ① 本市に住所がある人
  - ② 本人と世帯員に市税の滞納がない人
  - ③ 他制度による補助金などを受けていない人
- 対象となる工事
  - 工事に要する経費（消費税および地方消費税を除く）が20万円以上のものであって、次のいずれにも該当する工事。
    - ① 助成対象者が所有し、かつ、居住する部分の工事
    - ② 指定工事店に依頼して行なう工事
    - ③ 申請のあった年度内に着工し、指定する期限内に完了する工事
    - ④ 必須工事のうち、いずれか1つ以上を実施する工事

※下記表をご覧ください。

- 指定工事店
  - 広報7月号に掲載予定
  - 助成額
    - 対象工事に要した経費の1割に相当する額(上限20万円)
- ※市内登録店舗などで利用できる商品券(券面1,000円)を交付します。
- 商品券有効期間
  - 平成26年3月31日(月)まで
- 登録店舗
  - 現在募集準備中です。商品券交付時に店舗一覧をお渡しします。
  - 商品券利用時注意事項
    - 現金化はできません。また、取扱店でしか使えません。
    - お釣りはお支払いできません。
- 申込方法
  - 申請書に記入し、商工振興課まで提出してください。

## 必須工事 (4つの中から1つ以上実施)

- ① 子育て支援 (子ども部屋改修など)
- ② ユニバーサルデザイン化 (段差解消、手すり設置など)
- ③ 省エネルギー推進 (二重窓、断熱材設置など)
- ④ 木材利用促進 (県産材利用)

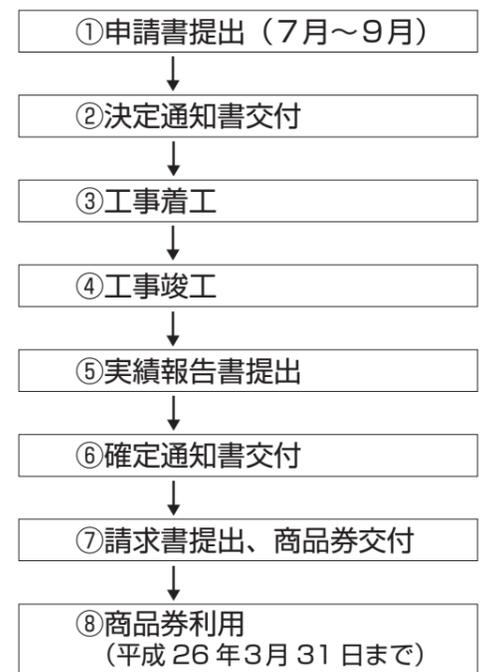
## ○ 対象となる工事の具体例

- 浴室、台所、洗面室、トイレの改修
- 電気、給排水衛生設備
- 屋根のふき替え、塗装
- 防水工事
- 外壁の張り替えや塗装
- 部屋の間仕切り変更
- 床、内壁、天井の張り替えや塗装などの内装工事
- ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り換え
- 建具、開口部の取り換えや新設

## × 対象とならない工事の具体例

- 車庫、物置、倉庫などの工事
- 店舗、工場、事務所などの改修
- 門扉、ブロック塀などの外構工事
- 植樹、剪定などの植栽
- 下水道、合併浄化槽の工事
- 太陽光発電などの設置
- 防犯ライト、カメラの設置
- 防虫や消毒、ハウスクリーニング、排水管清掃など
- 市の他の助成制度を重複するもの

## 手続きの流れ



## 住まいの相談対応します すまいアレコレこうしたい

5月21日、ひのくにふれあいセンターで、市商工会会員企業による「すまいアレコレこうしたい」設立総会が行なわれました。

この団体は、地域住民の生活支援および地域経済の活性化に寄与する目的で、建築設計や造園、電気設備など、市内事業者36業種27社が参加し



ています。電球の交換から住宅リフォーム、害虫駆除までさまざまな相談に対応する、まさに「何でも屋さん」のような団体です。

同団体の古澤会長は「約1年半にわたり検討を重ね、ようやく発足することができました。各業種が力を合わせ、市民の皆さんに安心して利用していただける、地域に貢献する団体を目指したい」と意気込みを語りました。

### ● 利用方法

事務局で電話による相談に応じ、内容によって対応できる会員企業を紹介します。

### ● 問い合わせ先

すまいアレコレこうしたい事務局 (市商工会本所)  
☎(242)0733

## 事業所の皆さんへ



指定工事店募集  
リフォーム助成事業を適用した工事を受注するためには、市から工事店の指定を受ける必要があります。

### ● 説明会

・とき 6月26日(水) 午後7時～

・ところ 市商工会支所(竹迫)

### ● 指定要件

次の全てに該当する事業所。

- ① 次のいずれかに該当する人
  - ・ 市商工会会員(すまいアレコレこうしたい)
- ・ 市競争入札参加資格者名簿登録者
- ・ 市小規模工事等契約希望者名簿登録者

- ・ 市下水道排水設備指定工事店または市指定給水装置工事事業者
- ② 市内に本店、支店および営業所を有する法人または個人事業者
- ③ 市が開催する講習会に参加できる事業者

### ● 登録期間

平成26年3月31日(月)まで



リフォーム前



リフォーム後

## 商品券 取扱店募集



市商工会が窓口となり、商品券を取り扱う(利用できる)店舗などを募集します。

### ● 説明会

・とき 6月26日(水) 午後2時～

7月8日(月) 午後2時～

7月8日(月) 午後8時～

・ところ 市商工会支所(竹迫)

### ● 登録要件

次のいずれかに該当する事業所。

- ・ 市内に店舗などを有する事業者
- ・ 市商工会会員

### ● 登録期間

平成26年3月31日(月)まで

### ● 受付期間

6月26日(水)～随時

### ● 受付場所

市商工会本所(御代志)

### ● 問い合わせ先

市商工会

